

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第二編 安全基準</p> <p>第一章 機械による危険の防止</p> <p>第一節・第二節 (略)</p> <p>第三節 木材加工用機械(第百二十二条―第百三十条)</p> <p>第三節の二 食品加工用機械(第百三十条の二―第百三十一条の九)</p> <p>第四節 第九節 (略)</p> <p>第二章 建設機械等</p> <p>第一節 車両系建設機械</p> <p>第一款 総則(第百五十一条の八十四)</p> <p>第一款の二 構造(第百五十二条・第百五十三条)</p> <p>第二款 第四款 (略)</p> <p>第五款 解体用機械(第百七十一条の四―第百七十一条の六)</p> <p>第二編 (略)</p> <p>第一章 (略)</p> <p>(掃除等)の場合の運転停止等</p> <p>第百七条 事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない</p>	<p>目次</p> <p>第二編 安全基準</p> <p>第一章 機械による危険の防止</p> <p>第一節・第二節 (略)</p> <p>第三節 木材加工用機械(第百二十二条―第百三十条)</p> <p>(新設)</p> <p>第四節 第九節 (略)</p> <p>第二章 建設機械等</p> <p>第一節 車両系建設機械</p> <p>(新設)</p> <p>第一款 構造(第百五十二条・第百五十三条)</p> <p>第二款 第四款 (略)</p> <p>第五款 ブレーカ(第百七十一条の四)</p> <p>第二編 (略)</p> <p>第一章 (略)</p> <p>(そうじ等)の場合の運転停止等</p> <p>第百七条 事業者は、機械(刃部を除く。)のそうじ、給油、検査又は修理の作業を行なう場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない</p>

い。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所（覆い）に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

第三節 (略)

第三節の二 食品加工用機械

(切断機等の覆い等)

第三百三条の二 事業者は、食品加工用切断機又は食品加工用切削機の刃の切断又は切削に必要な部分以外の部分には、覆い、囲い等を設けなければならない。

(切断機等に原材料を送給する場合における危険の防止)

第三百三条の三 事業者は、前条の機械（原材料の送給が自動的に行われる構造のものを除く。）に原材料を送給する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。

2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(切断機等から原材料を取り出す場合における危険の防止)

第三百三条の四 事業者は、第三百三条の二の機械（原材料の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。）から原材料を取

。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所（覆い）に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

第三節 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

り出す場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならぬ。

2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならぬ。

(粉砕機等への転落等における危険の防止)

第百三十条の五 事業者は、食品加工用粉砕機又は食品加工用混合機の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが九十センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、安全带（令第十三条第三項第二十八号の安全带をいう。以下同じ。）を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い等を設けなければならない。

3 労働者は、第一項ただし書の場合において、安全带その他の命綱（以下「安全带等」という。）の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(粉砕機等に原材料を送給する場合における危険の防止)

第百三十条の六 事業者は、前条第一項の機械（原材料の送給が自動的に行われる構造のものを除く。）に原材料を送給する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。

2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(新設)

(新設)

(粉碎機等から内容物を取り出す場合における危険の防止)

第三百三十条の七 事業者は、第三百三十条の五第一項の機械(内容物の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。)から内容物を取り出すときは、当該機械の運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。

2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(ロール機の覆い等)

第三百三十条の八 事業者は、食品加工用ロール機の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い等を設けなければならない。

(成形機等による危険の防止)

第三百三十条の九 事業者は、食品加工用成形機又は食品加工用圧縮機に労働者が身体の一部を挟まれること等により当該労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、覆い、囲い等を設けなければならない。

第四節 (略)

(転落等の危険の防止)

第四百二十二条 事業者は、粉碎機又は混合機(第三百三十条の五第一項の機械を除く。)の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが九十センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、安全帯を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

(新設)

第四節 (略)

(転落等の危険の防止)

第四百二十二条 事業者は、粉碎機及び混合機の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、ふた、囲い、高さが九十センチメートル以上のさく等を設けなければならない。ただし、ふた、囲い、さく等を設けることが作業の性質上困難な場合において、安全帯(令第十三条第三項第二十八号の安全帯をいう。以下同じ。)を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い等を設けなければならない。

3 労働者は、第一項ただし書の場合において、安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(内容物を取り出す場合の運転停止)

2 第四十三条 事業者は、粉砕機又は混合機(第三十条の五第一項の機械及び内容物の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。)から内容物を取り出すときは、当該機械の運転を停止しなければならない。ただし、当該機械の運転を停止して内容物を取り出すことが作業の性質上困難な場合において、労働者に用具を使用させたときは、この限りでない。

(射出成形機等による危険の防止)

2 第四十七条 事業者は、射出成形機、鋳造型機、型打ち機等(第三十条の九及び本章第四節の機械を除く。)に労働者が身体の一部を挟まれるおそれのあるときは、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設けなければならない。

第二章 (略)

第一節 (略)

第一款 総則

(定義等)

2 事業者は、前項の開口部から可動部分に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、ふた、囲い等を設けなければならない。

3 労働者は、第一項ただし書の場合において、安全帯その他の命綱(以下「安全帯等」という。)の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(内容物を取り出す場合の運転停止)

2 第四十三条 事業者は、粉砕機又は混合機(内容物の取出しが自動的に行なわれる構造のものを除く。)から内容物を取り出すときは、当該機械の運転を停止しなければならない。ただし、当該機械の運転を停止して内容物を取り出すことが作業の性質上困難な場合において、労働者に用具を使用させたときは、この限りでない。

(射出成形機等による危険の防止)

2 第四十七条 事業者は、射出成形機、鋳造型機、型打ち機等(本章第四節に規定する機械を除く。)に労働者が身体の一部を挟まれるおそれのあるときは、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設けなければならない。

第二章 (略)

第一節 (略)

(新設)

第百五十一条の八十四 この節において解体用機械とは、令別表

第七第六号に掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。

2 令別表第七第六号2の厚生労働省令で定める機械は、次のとおりとする。

- 一 鉄骨切断機
- 二 コンクリート圧碎機
- 三 解体用つかみ機

第一款の二 構造

(ヘッドガード)

第百五十三条 事業者は、岩石の落下等により労働者に危険が生ずるおそれのある場所で車両系建設機械（ブル・ドーザー、トラクター・ショベル、ずり積機、パワー・ショベル、ドラグ・ショベル及び解体用機械に限る。）を使用するときは、当該車両系建設機械に堅固なヘッドガードを備えなければならない。

(転落等の防止等)

第百五十七条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させなければならない。

3 前項の車両系建設機械の運転者は、同項の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

(新設)

第一款 構造

(ヘッドガード)

第百五十三条 事業者は、岩石の落下等により労働者に危険が生ずるおそれのある場所で車両系建設機械（ブル・ドーザー、トラクター・ショベル、ずり積機、パワー・ショベル、ドラグ・ショベル及びブレイカに限る。）を使用するときは、当該車両系建設機械に堅固なヘッドガードを備えなければならない。

(転落等の防止)

第百五十七条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させなければならない。

3 前項の車両系建設機械の運転者は、同項の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

第五十七條の二 事業者は、路肩、傾斜地等であつて、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。

(修理等)

第六十五條 事業者は、車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着又は取り外しの作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の措置を講じさせなければならない。

- 一 (略)
- 二 次条第一項に規定する安全支柱、安全ブロック等及び第六十六條の二第一項に規定する架台の使用状況を監視すること。

(アタッチメントの倒壊等による危険の防止)

第六十六條の二 事業者は、車両系建設機械のアタッチメントの装着又は取り外しの作業を行うときは、アタッチメントが倒壊すること等による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に架台を使用させなければならない。

- 2 前項の作業に従事する労働者は、同項の架台を使用しなければならない。

(アタッチメントの装着の制限)

第六十六條の三 事業者は、車両系建設機械にその構造上定められた重量を超えるアタッチメントを装着してはならない。

(新設)

(修理等)

第六十五條 事業者は、車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着及び取りはずしの作業を行なうときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の措置を講じさせなければならない。

- 一 (略)
- 二 次条第一項に規定する安全支柱、安全ブロック等の使用状況を監視すること。

(新設)

(新設)

(アタッチメントの重量の表示等)

第六十六条の四 事業者は、車両系建設機械のアタッチメントを取り替えたときは、運転者の見やすい位置にアタッチメントの重量（バケット、ジッパ―等を装着したときは、当該バケット、ジッパ―等の容量又は最大積載重量を含む。以下この条において同じ。）を表示し、又は当該車両系建設機械に運転者がアタッチメントの重量を容易に確認できる書面を備え付けなければならない。

第三款 定期自主検査等

第六十八条 事業者は、車両系建設機械については、一月以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一月を超える期間使用しない車両系建設機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。

一～三 (略)

四 第七十一条の四の特定解体用機械にあつては、逆止め弁、警報装置等の異常の有無

2 事業者は、前項ただし書の車両系建設機械については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

第五款 解体用機械

(使用の禁止)

第七十一条の四 事業者は、路肩、傾斜地等であつて、ブーム及びアームの長さの合計が十二メートル以上である解体用機械（以下この条において「特定解体用機械」という。）の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのある場所において

(新設)

第三款 定期自主検査等

第六十八条 事業者は、車両系建設機械については、一月以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一月をこえる期間使用しない車両系建設機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。

一～三 (略)

(新設)

2 事業者は、前項ただし書の車両系建設機械については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

第五款 ブレーカ

(新設)

は、特定解体用機械を用いて作業を行ってはならない。ただし、当該場所において、地形、地質の状態等に応じた当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

第七十一条の五 事業者は、物体の飛来等により運転者に危険が生ずるおそれのあるときは、運転室を有しない解体用機械を用いて作業を行ってはならない。ただし、物体の飛来等の状況に応じた当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(立入禁止等)

第七十一条の六 事業者は、解体用機械を用いて作業を行うときは、次の措置（令第六条第十五号の二、第十五号の三及び第十五号の五の作業にあつては、第二号の措置を除く。）を講じなければならない。

- 一 物体の飛来等により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に運転者以外の労働者を立ち入らせないこと。
- 二 (略)

別表第三（第四十一条関係）

業務の区分	業務につくことができる者
令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第六号1に掲げる建設機械の運転の業務	(略)
令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第六号2に掲げる建設機械の運転の業務	一 車両系建設機械（解体用）運転技能講習（平成二十五年七月一日以後に開始されたものに限り。）を修了した者

(新設)

(工作物の解体等の作業)

第七十一条の四 事業者は、ブレーカを用いて工作物の解体若しくは破壊の作業（令第六条第十五号の五の作業を除く。）又はコンクリート、岩石等の破碎の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 作業を行う区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること。
- 二 (略)

別表第三（第四十一条関係）

業務の区分	業務につくことができる者
令第二十条第十二号の業務のうち令別表第七第六号1に掲げる建設機械の運転の業務	(略)
(新設)	(新設)

(略)	務 令第二十条第十三号の業	
(略)	(略)	二 その他厚生労働大臣が定める者

(略)	務 令第二十条第十三号の業	
(略)	(略)	

改 正 案		現 行	
別表第一 機械、器具又は原材 料その他の物品	機械	<p>一 刃部を除く機械の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合であつて、作業者が危害を受けるおそれのあるときは、機械の運転を停止すること。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならぬ場合であつて危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでないこと。</p> <p>二 機械の刃部の掃除、検査、修理、取替え又は調整の作業を行う場合には、機械の運転を停止すること。ただし、機械の構造上作業者が危害を受けるおそれのない場合は、この限りでないこと。</p> <p>三 機械の運転を停止した場合には、他人が当該機械を運転することを防止するため、当該機械の起動装置に錠を掛けること。</p>	<p>一 刃部を除く機械のそうじ、給油、検査又は修理の作業を行なう場合であつて、作業者が危害をうけるおそれのあるときは、機械の運転を停止すること。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならぬ場合であつて危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでないこと。</p> <p>二 機械の刃部のそうじ、検査、修理、取替え又は調整の作業を行なう場合には、機械の運転を停止すること。ただし、機械の構造上作業者が危害をうけるおそれのない場合は、この限りでないこと。</p> <p>三 機械の運転を停止した場合には、他人が当該機械を運転することを防止するため、当該機械の起動装置に錠をかけること。</p>
		<p>研削と石</p> <p>一 その日の作業を開始する前には一分間以上、研削と石を取り替えた場合には三分間以上試運転をすること。</p> <p>二 最高使用周速度を超えて使用しない</p>	<p>研削といし</p> <p>一 その日の作業を開始する前には一分間以上、研削といしを取り替えた場合には三分間以上試運転をすること。</p> <p>二 最高使用周速度をこえて使用しない</p>

	<p>三 側面を使用することを目的とする研削と石以外の研削と石の側面を使用しないこと。</p>	<p>プレス機械又はシャ</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 一年を超えない一定の期間ごとに、次の事項について点検を行うこと。</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>四 その日の作業を開始する前に次の事項について点検を行うこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクティングロッド及びコネクティングスクリュのボルトの緩みの有無</p> <p>ハ (略)</p> <p>五 プレス機械を用いて作業を行う場合には、作業点の照度を百ルクス以上に保持すること。</p>	<p>(略)</p> <p>一 危険物を取り扱う設備の蓋板、フランジ、バルブ、コック等の接合部における危険物の漏えいの有無を点検し、及び異常を認めた場合には、補修すること。</p> <p>二 四 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>危険物</p>	<p>(略)</p> <p>一 危険物を取り扱う設備の蓋板、フランジ、バルブ、コック等の接合部における危険物の漏えいの有無を点検し、及び異常を認めた場合には、補修すること。</p> <p>二 四 (略)</p>	<p>有機溶剤等</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 使用していない有機溶剤等を入れた容器には、蓋をすること。</p> <p>三 風上で作業を行うこと。</p>
--	---	--	---	-----------------------	---	--------------	---

	<p>三 側面を使用することを目的とする研削といし以外の研削といしの側面を使用しないこと。</p>	<p>プレス機械又はシャ</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 一年をこえない一定の期間ごとに、次の事項について点検を行なうこと。</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>四 その日の作業を開始する前に次の事項について点検を行なうこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクティングロッド及びコネクティングスクリュのボルトのゆるみの有無</p> <p>ハ (略)</p> <p>五 プレス機械を用いて作業を行なう場合には、作業点の照度を百ルクス以上に保持すること。</p>	<p>(略)</p> <p>一 危険物を取り扱う設備のふた板、フランジ、バルブ、コック等の接合部における危険物の漏えいの有無を点検し、及び異常を認めた場合には、補修すること。</p> <p>二 四 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>危険物</p>	<p>(略)</p> <p>一 危険物を取り扱う設備のふた板、フランジ、バルブ、コック等の接合部における危険物の漏えいの有無を点検し、及び異常を認めた場合には、補修すること。</p> <p>二 四 (略)</p>	<p>有機溶剤等</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 使用していない有機溶剤等を入れた容器には、ふたをすること。</p> <p>三 風上で作業を行なうこと。</p>
--	---	--	--	-----------------------	--	--------------	---

鉛等	土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する原因となる物品	
<p>一・二 (略)</p> <p>三 毎日一回以上、屋内作業場を真空掃除機を用いて、又は水洗によつて掃除すること。</p> <p>四 作業終了後硝酸水溶液その他の手洗い用溶液及び爪ブラシを用いて手を洗い、並びにうがいをすること。</p> <p>五 粉状の鉛等がこぼれた場合には、速やかに、真空掃除機を用いて、又は水洗によつて掃除すること。</p> <p>六 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 風上で作業を行うこと。</p> <p>三 注水により作業の湿式化ができる場合には、湿式化を行うこと。</p> <p>四 定期に作業場を掃除すること。</p> <p>五・六 (略)</p>	<p>四 有機溶剤等が皮膚に触れないようにすること。</p> <p>五 有機溶剤による中毒が発生した場合の応急措置については、次に定めるところによること。</p> <p>イ 中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに医師に連絡すること。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>ニ 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合には、速やかに人工呼吸を行うこと。</p> <p>六 (略)</p>

鉛等	土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する原因となる物品	
<p>一・二 (略)</p> <p>三 毎日一回以上、屋内作業場を真空掃除機を用いて、又は水洗によつてそうじすること。</p> <p>四 作業終了後硝酸水溶液その他の手洗い用溶液及びつめブラシを用いて手を洗い、並びにうがいをすること。</p> <p>五 粉状の鉛等がこぼれた場合には、速やかに、真空そうじ機を用いて、又は水洗によつてそうじすること。</p> <p>六 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 風上で作業を行なうこと。</p> <p>三 注水により作業の湿式化ができる場合には、湿式化を行なうこと。</p> <p>四 定期に作業場をそうじすること。</p> <p>五・六 (略)</p>	<p>四 有機溶剤等が皮膚にふれないようにすること。</p> <p>五 有機溶剤による中毒が発生した場合の応急措置については、次に定めるところによること。</p> <p>イ 中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、すみやかに医師に連絡すること。</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>ニ 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合には、すみやかに人工呼吸を行なうこと。</p> <p>六 (略)</p>

